

火災保険の知られざる活用法

一戸建てに住む人の95%が「平均104万円」損してる！？



突然ですが、あなたは「火災保険」に加入していますか？

一戸建てに住む人なら、もちろん「Yes」と答える方が大半でしょう。

もしもの時に備えて、ほとんどの人が家を購入すると同時に「火災保険」に加入しているケースが多いと思います。

しかし、「実際に保険金を受け取ったことがある」という人は稀です。

「いやいや、家が火事になったことなんてないし…」と考えているならば、

実はとんでもなく損をしている可能性があります。

「火災保険」という名前の印象から、火災が起きなければ保険金の対象にならないと勘違いしている人が多いですが、**実は「台風」や「雪」などの自然災害**によるちょっとした被害でも、保険金がおおりる対象となるのをご存知でしょうか？

しかも、「築10年以上の一戸建て」のうち**「約95%以上」**が対象となり、その受け取り金額の平均は**「104万円」**にもなります。

今、「火災保険」についての正しい知識を身につけた人たちは**「平均104万円」**もの保険金を手にしています。

今回は、戸建てに住んでいる人なら知っておきたい**「火災保険の実態」と、火災保険を活用する「驚きの裏ワザ」**をご紹介します。



何故、殆どの方は**「正しい火災保険の適用範囲を知らない」**のでしょうか？
それは**「火災保険業界の実態」**が関わっています。

家を購入した時のことを思い出してみてください。

「火災保険は加入するのが当たり前」という考えだと思います。

実はこの考えが、損をする「落とし穴」なのです。

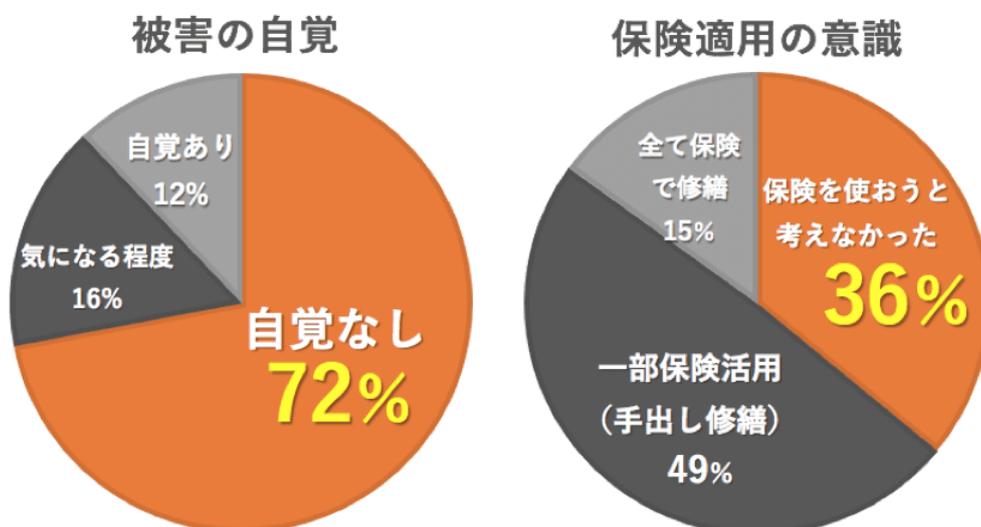
多くの人々が火災保険を「家の修理のために使うための保険」という認識ではなく、「とりあえず入っておけば、いざというときに安心」という“お守り”のように考えてしまっているケースが多いからです。

保険会社側も、この心理を把握していて「補償の内容」や「申請方法」を良く説明していません。また、活用方法についても説明が不十分です。

その為に、保険加入者の殆どは「活用方法が判らず利用していない」のです。

実施にどれだけの人が火災保険を活用できていないのか、調査を行った結果があります。

調査によると、実際に被害があった保険加入者のうち、なんと「72%」が「被害の自覚なし」、さらには被害があっても「保険を使おうと考えなかった」という加入者が「36%」にもものぼります。



つまり、被害があるにも関わらず、毎月保険料を支払っているだけで、保険金を受け取らずに損をしているだけの人が後を絶たないのです。

まずは、火災保険は「火災だけではなく『台風』や『豪雨』などによる被害も補償対象」であることを知って頂きたいと思います。



「でも、そんなに大きな破損はないし…」と思った方も多いでしょう。

しかし、実は素人にはわからない「屋根のゆがみ」や、ちょっとした「雨どいの破損」「パイプのゆがみ」なども火災保険の適用対象となるのです。

では、どのような破損が認定されているのでしょうか。

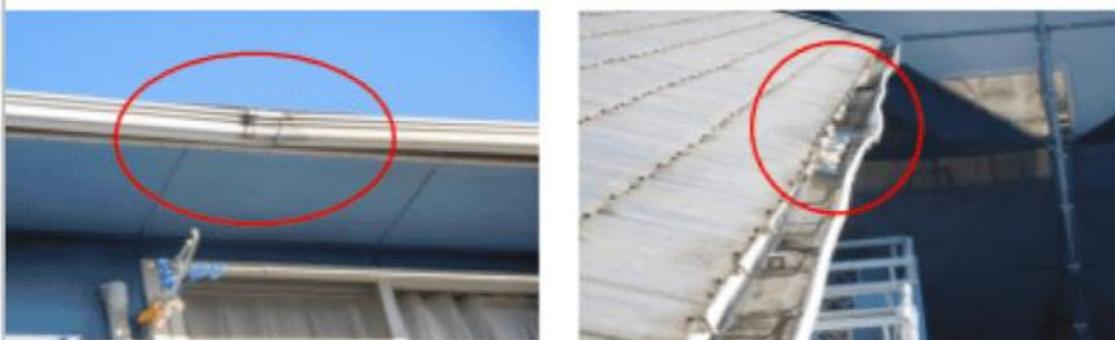
そこで、実際に適用された事例を挙げてみましょう。

次の写真の様な、台風などによる「雨どいがズレたもの」や「少し瓦が壊れた」といったものも適用されます。

強風によるゆがみ



雨といのゆがみ



強風による不良



瓦のズレ



上記のような場合で、住んでいる地域で「過去2年以内」に自然災害が起こっていた場合は、その災害による被害として保険請求をすることが出来ます。これは火災保険に入っている方、全員が知っておくべき知識です。

冒頭でも少し触れましたが、実際に調査すると「**築10年以上の一戸建て**」のなんと「**約95%以上**」に被災箇所が見つかります。

このようなちょっとした破損でも、修理費用として「平均104万円」の保険金が下りる可能性があるのですから、使わない手はないでしょう。

これは、実際に保険金が支払われた一例です。



案件
1

- ・木造/築6年
- ・戸建/2階
- ・認定金額 **¥1,144,808**



案件
2

- ・木造/築10年
- ・戸建/2階/瓦屋根
- ・認定金額 **¥650,000**



案件
3

- ・木造/築46年
- ・戸建/2階
- ・認定金額 **¥902,000**

築10年以上の一戸建て

約**95%**以上に
被災箇所がある

ただし、被害を申請するためには1つ問題があります。

それは、**被害を立証し、書類を集め、請求書類を作成するという膨大な手間がかかる**ことです。

ここまでの作業を自分で行おうとすると、自宅の屋根から配管周りを入念に調べ「証拠」をそろえたうえで原因となった災害を特定し、申請する必要があります。

また、それを確実に“保険適用範囲”だと判断するにも、知識と大変な労力が必要です。

被災の自覚があっても補償を申請しない人が多いのは、この手続きの煩雑さによるものが大きいです。

そんな中、この面倒な火災保険の申請手続きを一手に担ってくれる団体があります。

この団体は、火災保険の手続きについて「**年間1,000件以上**」の依頼を受領し、保険金を請求している実績があります。

破損箇所の確認や、保険が適用されるかどうかの判断、申請に必要な書類の準備などの作業は、全てこの団体が行ってくれます。

保険加入者は、保険証書のコピーと住宅の写真を送って頂くと**無料で調査**致します。

プロが現地調査をして破損を確認してくれるので、**保険認定率は「95%」**を誇ります。

しかも、破損がなかった場合には「破損なし」との調査結果も報告してくれますので、**自宅の健康状態を知る**ことも出来ます。



ここまで確実に、リスクなく大金を受け取ることができることに、はじめは誰もが驚きますが事実です。

通常は、申請から「約60～90日」で作業が終わり、保険金を受け取ることができます。

しかも、受け取った保険金は家の修繕に使わない選択もできます。

なぜなら、保険金は見舞金扱いのため修繕に使うかどうかは契約者の自由だからです。

今まで自覚していなかった破損による保険金（見舞金）であるため、修繕の必要性を感じない利用者が多いようです。

ですから、受取った保険金を該当箇所の修繕費用に充てる方もおりますが、家のリフォーム費用の一部に使ったり、または旅行などのレジャーに使用する方も多いようです。

「家族で旅行に行きたかったけど、お財布に厳しくて我慢していた」という人も、**火災保険の落とし穴**に気づき、家族旅行に行ってきたという方もおります。



尚、特筆すべきは「火災保険」は、**被害があれば何度でも請求可能**ですし、自動車保険等と違い、**次の更新時に保険料が上がるということもありません。**

また、この保険請求は、自分の住んでいる持ち家だけでなく、相続などで受け継いだ「空き家」でも火災保険に加入していれば適用の対象となります。

空き家なら修繕する必要性が低いので「**実質的な臨時収入**」となります。

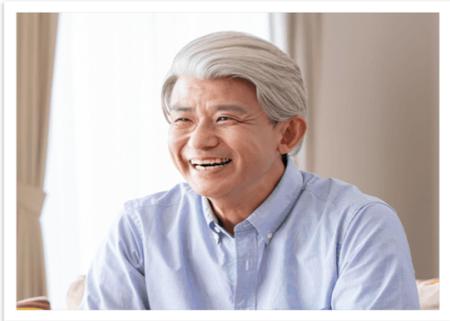
当然「貸家」も対象となります。

また、実際には相続した実家や転勤で使わなくなった家を売りに出す前に、保険適用で収入を得てから手放す方も多いです。

リフォームをして資産価値を向上させてから手放す場合でも、修繕箇所を保険金で賄うことで非常に安く済ませることも可能です。



これは実際に、この団体を利用して保険請求をされた方々から感謝の声です。



**売る前にお金が入って
助かりました。**

実家を売ろうとしていたところ
保険適用箇所があったので、
臨時でお金が入りました。

**自分では気づかないところで
保険がありました。**

屋根瓦の瓦が一枚割れていて、
相談するまでは気づきません
でした。無料なのに丁寧です。



いかがだったでしょうか？ お役に立ちましたか？

火災保険を「火災が起きたときだけの保障されるもの」と考えていた人にとっては、目からウロコの話だったのではないのでしょうか。

自然災害も適用対象と知っていた人でも、ほんの軽微な破損が火災保険の適用対象だと知って驚く方も多かったのではないのでしょうか。

この火災保険の落とし穴に気付いた方々から続々と「保険金を受取りました」という喜びの声と「助かりました」「ありがとうございました」という感謝の言葉をたくさん頂いています。

『一般社団法人 たすけ愛』では、この団体と提携し、困っている方々へのお手伝いとして『**火災保険請求コンサル**』の受付窓口をしております。

これから『台風シーズン』になりますので屋根や壁、ベランダなどが壊れたり、雨漏り、水害などでお困りの方も増えると思われます。

そのような「困った方々」へ、この情報をお伝えし、人助けのお手伝いをしてあげて欲しいと思います。

皆様方の益々のご発展とご繁栄をお祈りいたします。

一般社団法人 たすけ愛 事務局

東京都新宿区新宿 2 丁目 12 番 13 号

新宿アントレサロンビル 2 階

お問い合わせは tasukeai888@gmail.com